

一般社団法人日本外科感染症学会定款施行細則第2号（選任規則）

第1条 役員

理事長以外の役員の選挙は、社員総会において評議員の投票によって行う。委任状による投票は認めない。

第2条 役員候補者

1. 理事長以外の役員となることを希望するものは、所定の書類により学会事務局に届け出なければならない。
2. 役員候補者は会則に規定した資格を有する者でなければならない。

第3条 役員の選任

1. 選挙は理事、次々期会長、監事の順に行う。
2. 理事の選挙は、その年度に選任すべき当該理事の人数に等しい数の連記無記名投票によって行う。
3. 特別のことがない限り、社員総会の承認で次期会長が会長に、次々期会長が次期会長となる。
4. 次々期会長、監事の選挙は、単記無記名投票によって行う。
5. 投票多数の候補者より順次当選人を定め、得票同数の場合は抽選により当選人を決定する。
6. 欠員の補充は本条に準じて行う。ただし、欠員が1名の場合には次点者をもって補充することができる。

第4条 理事長の選任

1. 次期理事長になることを希望するものは、理事長を選出する年の理事会において立候補を申し出なければならない。
2. 立候補者2名以上の場には、理事会において単記無記名投票を行い、出席者の過半数を得た候補者を当選とする。委任状による投票は認めない。

第5条 各種委員会委員の選出

各種委員会委員の選出は、委員会委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委託する。

第6条 選挙管理

1. 理事長選挙に際しては、理事会において候補者でない理事の中から推薦

- により選挙管理委員を選出し、選挙の管理を委嘱する。
2. 社員総会における役員選出にあたり、議長は候補者以外の中から選挙管理委員を選出し、選挙の管理を委嘱する。

第7条 無効投票

以下の投票は無効とする。

1. 所定の投票用紙を用いないもの。
2. 候補者氏名以外の記載のあるもの。
3. 氏名の確認の困難なもの。
4. 統一候補者氏名の複数記載のあるもの。

施行細則第2号（選任規則）は平成19年9月20日から施行する。